

トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業
「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」ロゴ使用取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業「未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム」に係るロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 ロゴは、本事業の趣旨を分かりやすく発信し、高校生の海外留学への挑戦を社会全体で応援する機運を高めることを目的として使用するものとする。

（使用できるロゴ）

第3条 使用できるロゴは、滋賀県教育委員会事務局高校教育課（以下「高校教育課」という。）が提供し、または使用を認めた次の各号に掲げるデータとする。

（1）文字ありロゴ

マーク部分および文字部分を組み合わせたもの

（2）文字なしロゴ

マーク部分のみのもの

2 使用者は、使用目的、使用媒体および掲載スペース等に応じて、前項各号に掲げるロゴのいずれかを使用することができる。

（使用できる者）

第4条 企業・団体、個人等は、本事業の周知、広報または応援を目的として、ロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

（1）法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

（2）滋賀県または本事業の品位を傷つけ、または本事業の趣旨・イメージを損なうおそれのあるとき。

（3）ロゴを、自己の商品、サービス、団体等を表示する独自のマークとして使用し、またはそのように誤解されるおそれのあるとき。

（使用手続）

第5条 庁外の企業・団体、個人等がロゴを使用しようとする場合は、あらかじめ高校教育課が指定するオンラインフォームにより届け出るものとする。

しがネット受付サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/tobitate01>

- 2 前項の届出にあたっては、使用者、使用目的および使用方法その他高校教育課が必要と認める事項を明らかにするものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の届出を要しない。
 - (1) 本事業に寄附その他の支援を行う企業・団体が、本事業への支援、協力または広報を目的としてロゴを使用する場合
 - (2) 滋賀県の機関、県立学校その他庁内関係者が、所掌事務または本事業に関連する業務の範囲内でロゴを使用する場合
 - (3) 本事業を通じて留学に参加した者が、自らの留学経験の紹介、報告または本事業の周知・応援を目的としてロゴを使用する場合
 - (4) SNS、ホームページその他インターネット上において、本事業の紹介、周知または応援を目的としてロゴを使用する場合。ただし、ロゴを加工して使用する場合、商品・サービスの販売促進を主たる目的として使用する場合、または本事業との関係について誤解を与えるおそれがある場合を除く。
- 4 前項の場合においても、ロゴを使用する者は、第6条に定める使用上の遵守事項を守らなければならない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴは、原則として、高校教育課が提供し、または使用を認めた PNG 形式その他高校教育課が認める画像データを使用すること。また、使用者がロゴの一部を切り取り、削除し、組み替え、または再作成して使用しないこと。
- (2) 図形その他のマーク部分については、色、形状、配置、比率その他のデザインを変更しないこと。ただし、ロゴ全体の縦横比を保持したまま拡大または縮小する場合および印刷物、物品等の仕様上、カラーでの使用が困難である場合にモノクロで使用するときは、この限りでない。
- (3) 文字ありロゴの文字部分は、原則として高校教育課が提供し、または使用を認めたデータを使用することとし、任意に変更したり、再作成したりしないこと。ただし、制作上の事情により当該データの使用が困難な場合は、あらかじめ高校教育課と協議し、高校教育課が認めた場合に限り、代替の字体その他必要な調整を行うことができる。

(4) ロゴに影、縁取り、アウトライン、変形、回転その他の装飾を加えないこと。

(5) 背景色や写真等により、ロゴの視認性を損なわないようにすること。

(使用の中止等)

第7条 高校教育課は、ロゴの使用がこの規程に違反し、または本事業の趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、使用者に対し、ロゴの使用の中止、使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項または疑義が生じた場合は、高校教育課と協議するものとする。

付則

この規程は、令和8年6月9日から施行する。